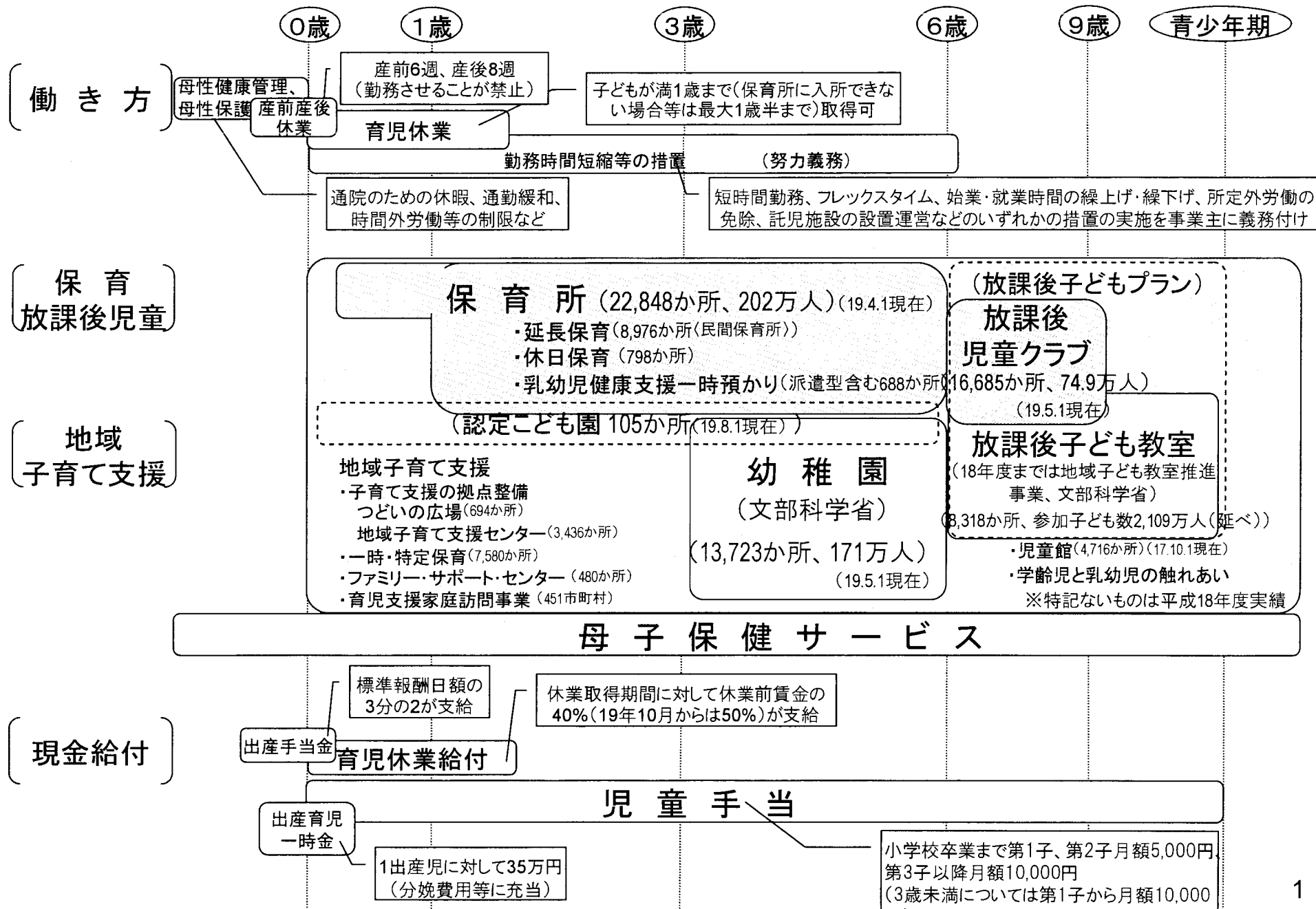


次世代育成支援に関する 先行して取り組むべき 制度的課題について

《 参考資料 》

次世代育成支援に関する制度の現状



包括的な次世代育成支援の制度的枠組みの構築

多様な子育て支援のニーズ

就労等の子どもの発達を支える保育

家庭における子育ての支援

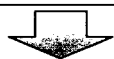
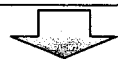
子育てに関する不安や悩みの相談機能

身近な場所に、育児相談・親子の交流の場

用事や育児疲れ解消のための一時保育の場

勤務時間に応じた柔軟な保育サービス

育児休業等とつながる円滑な保育所への入所



地域子育て支援の基本メニューの面的な展開

- ① すべての子育て家庭に対する「全戸訪問」
- ② 子育て中の誰もが利用できる「地域子育て支援拠点」
- ③ 専業主婦(夫)や育児休業中の者のニーズにも対応する「一時預かり」
- ④ 特に困難な状況を抱える家庭に対する「訪問支援」などの継続的な支援

多様で弾力的な保育サービス

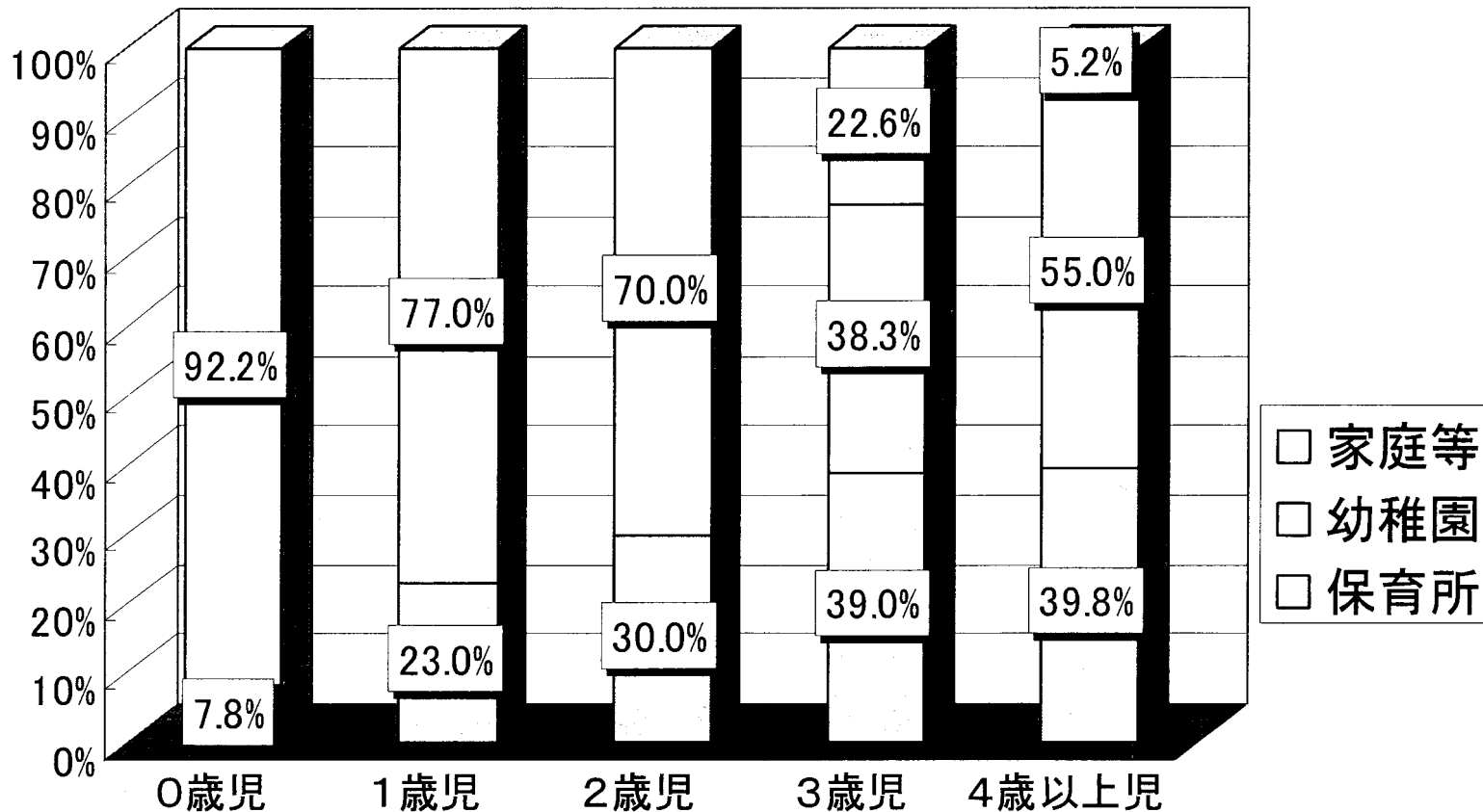
- ・家庭的保育(保育ママ)の充実、仕組みの検討
- ・事業所内保育施設の地域での活用

保育所における保育

児童虐待や障害など特に困難な状況にある子どもや家族を支える地域の取組の強化

就学前児童が育つ場所(平成19年)

- 3歳以上児のかなりの部分(4歳以上児はほとんど)が保育所又は幼稚園に入所
- 3歳未満児(0~2歳児)で保育所に入所している割合は約2割



- ・ 就業継続の希望の増加に伴うサービス基盤の整備
- ・ 多様な働き方に対応した弾力的なサービス供給
- ・ ワークライフバランスを実現していく中で、男女を通じた家庭における子育てへの支援

- ・ 量的には幼保合わせればかなりの部分をカバー
- ・ 親の就労形態に柔軟に対応できるよう「認定こども園」制度も整備
- ・ 幼児教育機能の充実

子育て世代の女性の労働力率と 認可保育サービス利用割合(3歳未満児)

	日本	フランス	スウェーデン	ドイツ
女性労働力率 (2005)				
25～29歳	71.6%	78.4%	83.2%	73.5%
30～34歳	61.6%	78.9%	84.6%	74.4%
35～39歳	62.3%	81.4%	88.1%	78.7%
(うち有配偶)				
25～29歳	48.4%	72.4%	78.8%	58.7%
30～34歳	48.1%	74.6%	83.1%	64.8%
35～39歳	54.5%	78.9%	88.6%	73.3%
3歳未満児のうち認可された保育サービスを利用する者の割合	20% (2006) (0歳児 7% 1歳児 22% 2歳児 29%)	42% (2004) (集団託児所 11% 家庭託児所 3% 認定保育ママ 29%) ※このほか、2歳児の26%が幼稚園の早期入学を利用	44% (2004) (0歳児 0% 1歳児 45% 2歳児 87%) (就学前保育施設 40% 保育ママ 4%)	14% (2006) (旧西独 8% 旧東独 39%) (保育所 12% 保育ママ 2%)

(資料)〈労働力率〉総務省統計局：国勢調査(日本) Eurostat：The European Union Labour Force Survey(フランス、スウェーデン、ドイツ)

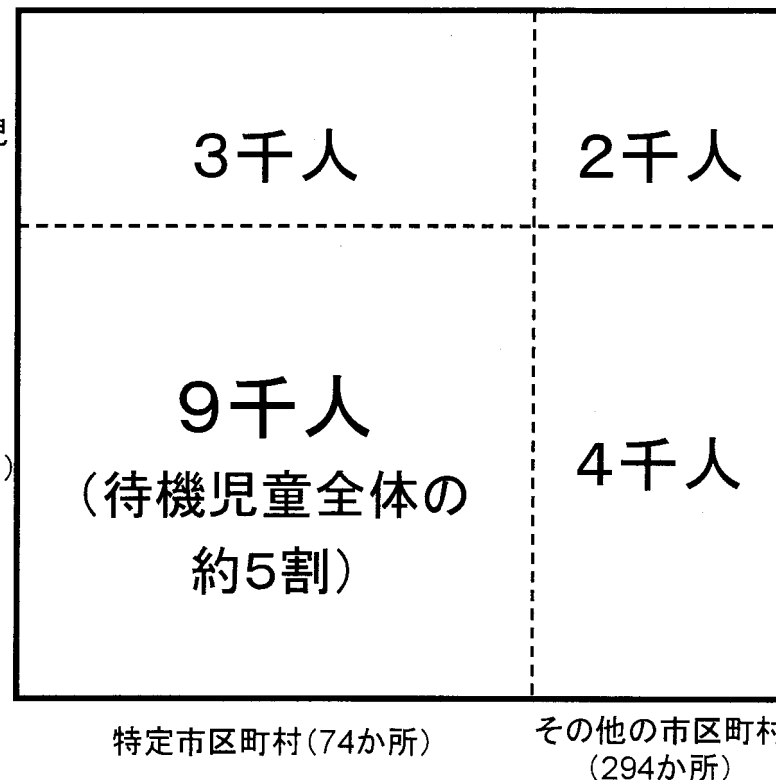
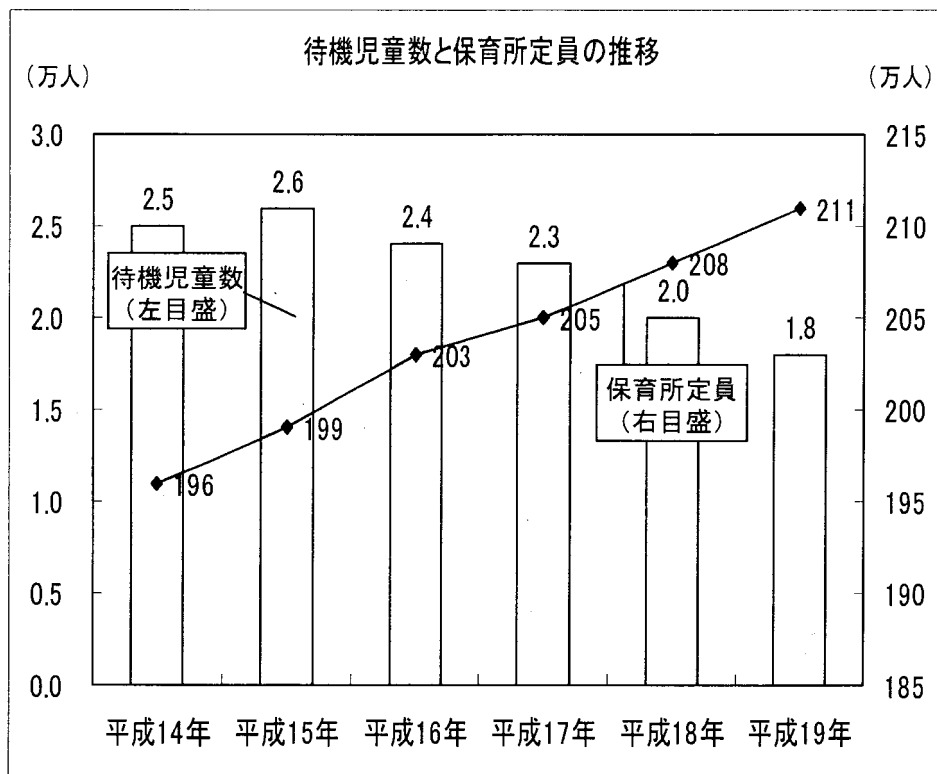
〈保育サービス利用割合〉厚生労働省：福祉行政報告例(日本) Drees：L'accueil collectif et en crèche familiale des enfants de moins de 6 ans en 2004(フランス) Statistics Sweden：Statistical Yearbook of Sweden 2006(スウェーデン) Statistisches Bundesamt：Pressemitteilung vom 1. März 2007 "285 000 Kinder unter 3 Jahren in Tagesbetreuung" (ドイツ)

保育所待機児童の現状

- 平成19年4月1日現在の待機児童数は1万7,926人(4年連続で減少)
- 待機児童が多い地域の固定化
 - ・待機児童50人以上の特定市区町村(74市区町村)で待機児童総数の約70%を占める
- 低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約70%

【保育所待機児童数と保育所定員の推移】

【保育所入所待機児童 1万8千人の内訳】



※ 特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。

※ 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。

家庭的保育事業について

【事業内容】

保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者が、保育所と連携しながら、自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する。

※ 平成12年度創設(保育需要の増に対応するための応急措置としての位置付け)

【家庭的保育者の要件】

- ・保育士又は看護師の資格を有する者であること。
- ・現に養育する就学前児童又は介護の必要な者がいないこと

【対象児童】

主に3歳未満児

【対象児童数】

3人以下(別途「補助者」を雇用する場合には5人以下)

【実施場所】

家庭的保育者自身の居宅等市町村が適当と認めた場所

「設備要件」

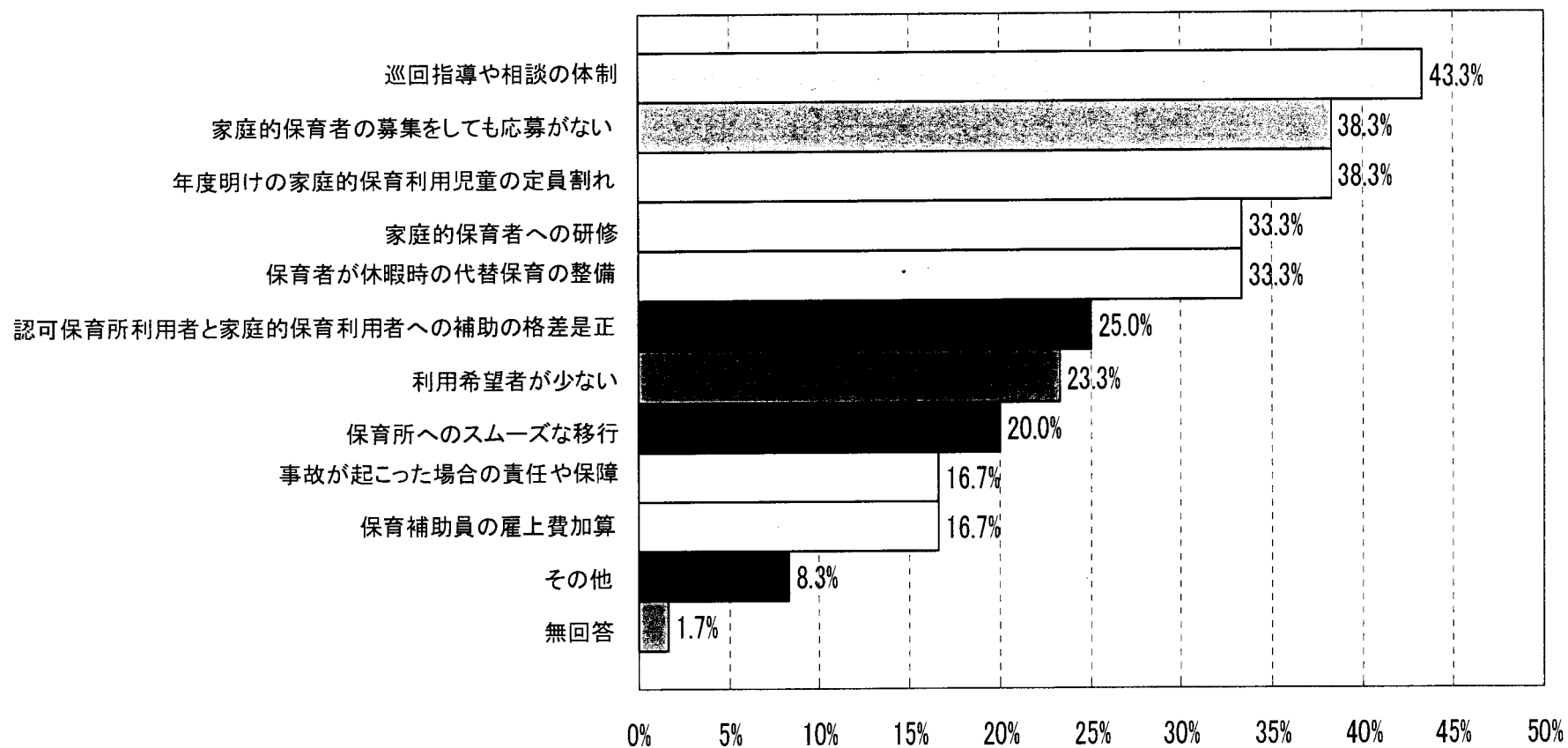
- ・保育を行う部屋: $9.9\text{m}^2 + (3\text{人を超えた利用児童数} \times 3.3\text{m}^2)$
- ・児童の遊戯等に適する広さの庭を有するか、又は公園・空き地・神社境内等の開かれた空間があること。
- ・衛生的な調理設備を有すること。

事業実施状況等の推移

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
児童数(人)	102	99	313	276	319
(保育ママ数(人))	(46)	(53)	(103)	(93)	(105)
【参考】地方単独事業の実施状況(※)					
児童数(人)	1,413	1,501	1,381	1,509	1,405
(保育ママ数(人))	(934)	(956)	(910)	(935)	(926)

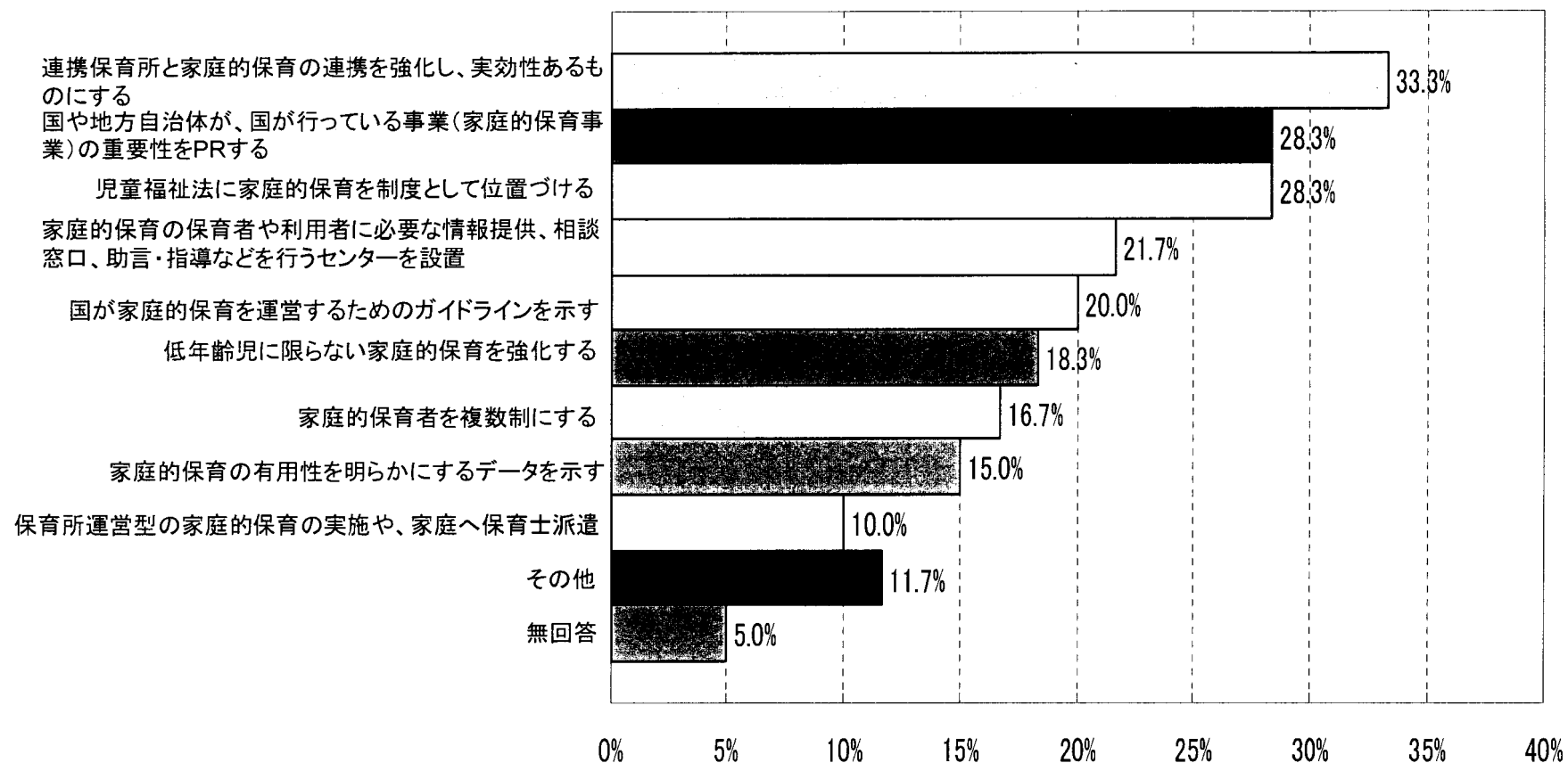
※ 「地方自治体実施分(国庫補助対象も含む)－各年度の国庫補助実績」により推計

家庭的保育実施の問題や課題(複数回答可)



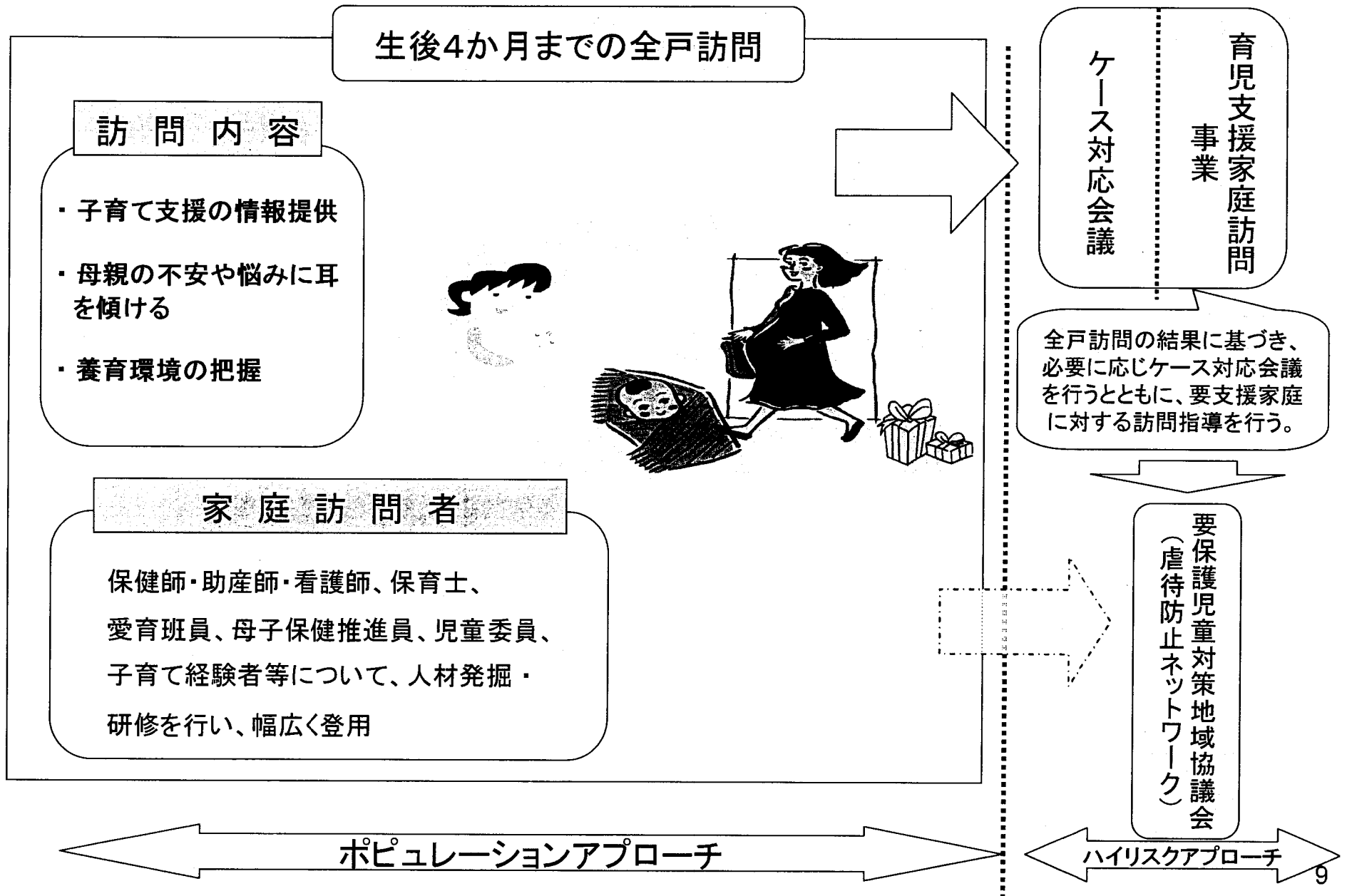
※ 子ども家庭総合研究所が平成19年1月～2月に人口10万人以上の都市及び東京都内の区市に対して行った調査の結果による。

家庭的保育を強化・充実するための条件(複数回答可)



※ 子ども家庭総合研究所が平成19年1月～2月に人口10万人以上の都市及び東京都内の区市に対して行った調査の結果による。

生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)【実施主体:市区町村】



地域子育て支援拠点事業(平成19年度より)

	ひろば型	センター型	児童館型 (「民間児童館活動事業」の中で実施)
機能	常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、地域支援活動を実施	民営の児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む。)社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可		
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供		②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <p>・出張ひろばの実施(市町村直営の場合を除く。)(加算) (既にひろば事業を実施している主体が、翌年度の常設ひろば開設のステップとして、週1～2回出張ひろばを開設する場合には加算)</p> <p>・地域の子育て力を高める取組の実施(加算)</p> <p>①中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</p> <p>②世代間や異年齢児童との交流の継続的な実施</p> <p>③父親サークルの育成など父親のグループづくりを促進する継続的な取組の実施</p> <p>④公民館、街区公園、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組の実施</p>	<p>①～④の事業の実施に加え、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に向いた地域支援活動を実施</p> <p>・地域支援活動の実施</p> <p>①公民館や公園等地域に職員が出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施</p> <p>②地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される家庭への対応</p>	<p>①～④の事業を児童館の学齢児が来館する前の時間を活用し、子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施</p> <p>・地域の子育て力を高める取組の実施(加算)</p> <p>○ひろばにおける中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</p>
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	保育士等(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童館の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	保育所、医療施設等で実施するほか、公共施設等で実施	児童館
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日、1日5時間以上	週5日以上 1日5時間以上	週3日以上 1日3時間以上

※地域子育て支援センター(小規模型)については、3年間の経過措置期間内(平成21年度末まで)に、ひろば型かセンター型へ移行

一時保育促進事業

専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や入院等に伴う一時的な保育など、需要に応じた保育サービスを提供することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

事業の内容

児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童であって、保護者の傷病、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育所で保育する事業。

実施要件

- 対象児童の多さ等に応じて必要となる保育士を配置
- 原則、一時保育専用の部屋を確保
- 保育所以外の公共的施設で実施する場合は保育士2名以上配置
※実態としては保育所で実施されている

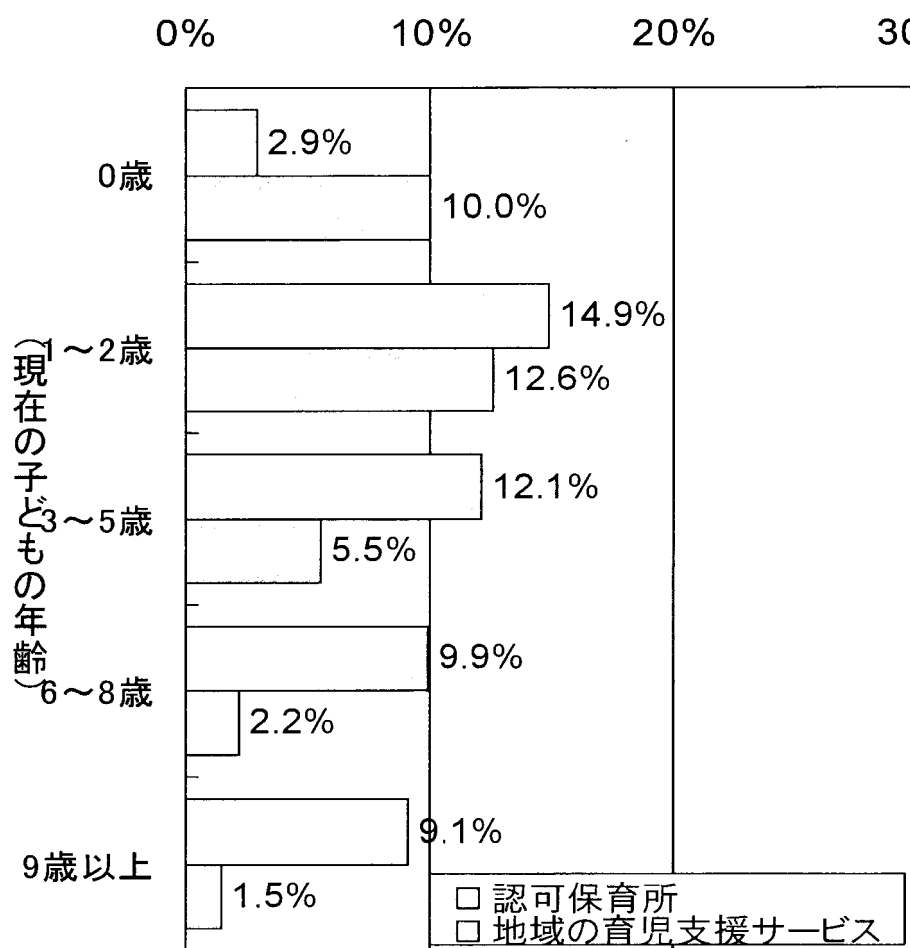


- ◆ 育児疲れの解消
- ◆ 緊急・一時的保育ニーズへの対応

各種子育て支援サービスの利用状況

○ 各種子育て支援サービスの利用状況を見ると、年代によって多少のバラツキがあるが、全体的に利用したことのある人の割合が低い。

○子どもが0歳の時に利用したサービス



○子どもが1~2歳の時に利用したサービス

